

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	中部広域圏における産業の活性化及び地域整備に関わる調査研究、政策提言及び普及啓発等を実施する事業	75.3

〔1〕事業の概要について(注1)

(1) 趣旨(目的)・まとめた理由

中部広域圏の将来図を国民経済的視野のもとに確立することにより、中部広域圏、更には我が国経済社会の健全な発展、より良い社会形成に寄与することを目指す。

(2) 事業

【事業内容】

中部広域圏における産業の活性化及び地域整備に関わる時宜に適ったテーマを選定した上で研究者・資金・有識者からなる研究会の設置等を決定し、当財団のもとで調査研究を行い、その成果に基づいた政策提言・普及啓発活動を実施している。現在、中部圏の将来像、今後注目すべき産業分野、中部圏の航空・空港に関する現状と課題などのテーマに取り組んでいる。

また、調査研究を実施する際の研究・分析ツールともなる中部圏地域間産業連関表やマクロ計量モデルの開発およびそれらを活用した応用研究なども行っている。

当年度は、下記の調査研究および政策提言・普及啓発活動を実施した。

《調査研究》

- ア．中部圏景気動向指数の算出と公表
- イ．中部圏内総生産の早期推計及び予測
- ウ．中部圏多部門マクロ計量モデルによる応用分析の実施
- エ．中部圏経済の実証分析の実施
- オ．名古屋大都市圏のあり方に関する調査研究
- カ．中山間地域の産業振興を核としたまちづくりに関する調査研究
- キ．中部国際空港における複数滑走路の必要性に関する調査研究
- ク．中部圏における持続可能なインバウンド観光の推進に関する調査研究
- ケ．中部圏の「ものづくり」稼ぐ力に関する調査研究

コ．地域におけるエネルギーシステムの最適化に関する調査研究

サ．「農業と企業」に関する調査研究

シ．中部プロジェクトマップの作製

ス．その他調査・研究

《政策提言・普及啓発》

ア．講演会・シンポジウム

・研究報告会・第 55 回定例講演会（2019 年 8 月 23 日）【参加者：59 名】

開催地：金沢市

テーマ：＜研究報告会＞

北陸 3 県の地域力について

中部 9 県の地域・産業振興における広域連携の推進（東海・北陸）

＜定例講演会＞

スーパーメガリージョン構想と北陸圏 コンパクト+ネットワークで切り拓く日本の未来

・シンポジウム（2019 年 10 月 28 日）【参加者：194 名】

開催地：愛知県常滑市

テーマ：中部圏の航空と空港の現状と展望

・スマート農業シンポジウム（2019 年 11 月 28 日）【参加者：170 名】

開催地：名古屋市

テーマ：スマート農業の進展がもたらす新しい農業と産業の姿

～担い手の高齢化・減少が進む農業のイノベーションを目指して～

・研究報告会・第 56 回定例講演会（2019 年 12 月 5 日）【参加者：85 名】

開催地：名古屋市

テーマ：＜研究報告会＞

日韓関係の悪化等が全国・中部圏に与える経済的な影響について

東海経済の現状と今後の見通しについて

＜定例講演会＞

消費税増税後の 2020 年日本経済の見通し

イ．調査季報「中部圏研究」

本財団の調査研究や講演会などの活動報告に加え、学識者からの寄稿も掲載するとともに、国際拠点空港である中部国際空港に所在する各機関を紹介する「国際拠点空港セントレア空港島を探訪」、中部圏の大学の産学官連携の取り組み状況についてお話を伺う「中部圏ネットワーク」の連載を行い、年 4 回（6・9・12・3 月）発行した。

ウ．航空・空港関係情報収集・提供

航空・空港に関するセミナー、シンポジウム等への出席を通じ、積極的に情報収集を行い、調査研究に役立てるとともに情報提供に努めた。また、本財団ホームページ上に「中部広域圏空港要覧 2019 年度版」を掲載し公表した。

【公表方法】

調査研究結果については、報告書等の作成・頒布、当財団の発行する調査季報への掲載・頒布、公開シンポジウムの開催、ホームページでの情報掲載等の方法により、広く社会一般に公表している。

(3) 財源等

基本財産運用益、賛助会費、寄付金収入、助成金、補助金、受託収入及び負担金を財源とする。

なお、財団法人中部空港調査会（平成23年3月31日解散）から引き継いだ航空・空港に関する調査研究事業、産業関連表及びマクロ計量モデルの開発・応用に関する事業については、各々これらの事業に用途を特定した引当資産を財源としている。

(4) 業務委託

調査研究事業の実施にあたり、基礎データの収集や整理など必要な場合は補助的な業務を一部委託している。委託にあたっては、調査方針・実施計画の策定だけでなく、実施プロセスにおいても、当財団がその都度必要な指示を行っている。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	1
------	---	---

(2) 事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項1号、2号、4号、5号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
14	本事業は、中部広域圏の将来図を国民経済的視野のもとに確立することにより、中部広域圏、さらには我が国経済社会の健全な発展、より良い社会形成に寄与することを目指しており、14後段の「より良い社会の形成の推進を目的とする事業」に該当すると考える。
17	本事業は、中部広域圏の整備を重要なテーマの1つとしたものであり、「国土の利用・整備又は保全を目的とする事業」に該当すると考える。
19	本事業は、中部広域圏の健全な発展及びより良い社会形成に寄与することを一義的な目的としており、「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。
20	本事業は、中部広域圏の産業の活性化を重要なテーマの1つにしており、成果等を広く社会一般に公表することによって国民生活の安定向上に寄与することを目指すものであり、「公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1. 当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>全事業</p> <p>1. 定款に、中部広域圏、さらには我が国経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表し、不特定多数の者を対象としている。</p> <p>2. ホームページ掲載、プレスリリース等により、広く聴講者を募集し、不特定多数の者を対象としている。</p> <p>3. 専門的知識・技能等を問うものではなく、該当せず。</p> <p>4. 社会一般の水準又はそれを下回る金額で支払っており、過大でないと考えます。</p>	

(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>全事業</p> <p>1. 定款に、中部広域圏、さらには我が国経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする旨を明記し、事業目的をホームページ上で公表し、不特定多数の者を対象としている。</p> <p>2. 調査研究結果の公表にあたり著作権者の了解を得られない場合を除き、得られた知見は、印刷物、シンポジウム、ホームページ等で、不特定多数の者が入手できるようにしている。</p> <p>3. 調査研究にあたっては、必要に応じて有識者等による研究会を立ち上げるか、若しくは複数の有識者の見解を得ることにより、適切な関与をしていただいている。</p> <p>4. 外部委託は補助的な業務に限定しており、調査方針・実施計画の策定だけでなく、実施段階においても、当財団が実質的に決定・指示を行っており、いわゆる丸投げはない。</p>	

(3) 本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

- 注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「[参考]公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。